二九九　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　二
三〇〇　人材育成奨学計画（三年型）のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二四　三
三〇一　核物質の防護に関する条約の改正のバングラデシュ人民共和国による受諾に関する件　二五　三
三〇二　国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等を指定する件の一部を改正する件　二五　184　七
三〇三　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　二五　184　八
三〇四　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件の一部を改正する件　二五　特18　一
三〇五　クラスター弾に関する条約のベナン共和国による批准に関する件　二九　一
三〇六　パリ協定への締約国の追加に関する件　三一　三
三〇七　千九百九十五年の穀物貿易規約の有効期間の延長に関する件　三一　四
三〇八　円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　三一　四
三〇九　カルデサック流域橋梁架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とセントルシア政府との間の書簡の交換に関する件　三一　五
三一〇　第二次バルカ県送配水網改修・拡張計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件　三一　五
三一一　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の書簡の交換に関する件　三一　五
二一四　〇財務省　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　一　167　三二
二一五　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産高重合度ポリエチレンテレフタレートについて関税定率法第八条第八項及び第九項に規定する事実を推定することを決定した件　四　三
二一六　財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　七　二
二一七　財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　七　三
二一八―二二五　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　172　二
二一九―二二二　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　172　九
二二三　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　174　一二
二二四―二二五　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　174　一四
二二六　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件　一〇　174　一五　一六　特16　一〇
二二七　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件　一六　特16　一一
二二八　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　一九　一
二二九　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十九年度の初日から平成二十九年七月三十一日までの輸入数量を告示する件　三一　五
二三〇　平成二十九年度の初日から平成二十九年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　三一　六
二四一　平成二十九年度の初日から平成二十九年七月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三一　六
二四二　平成二十九年度の初日から平成二十九年七月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　三一　六
二四三　平成二十一年財務省告示第百五十三号の一部を改正する件　三一　六